

うかる！司法書士 必出3300選 全11科目

「うかる！司法書士 必出3300選 全11科目」をお買い上げいただきありがとうございます。

弊社では、出版にあたりまして、細心の注意を払って参りましたが、残念ながら訂正箇所がございます。お手持ちの本に訂正箇所を書き込んでお使いいただきますよう、よろしく願いいたします。

「うかる！司法書士 必出3300選 全11科目[1] 民法編」

該当ページ	箇所	誤	正
96	設問29 解説	譲受人	譲渡人
235	⑥婚姻障害の不存在の表 ④再婚禁止期間(733)	原則：女は、前婚の解消又は取消しの日から6か月経過後でなければ、再婚できない ∴ 父の推定の重複を避けるため 例外：① 女が前婚の解消又は取消しの前から懐胎していた場合 → その出産の日から、再婚可能(733Ⅱ) ② 前婚の夫と再婚する場合や、夫の生死が3年以上不明であることを理由として前婚につき離婚判決があった場合	原則：女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して100日経過後でなければ、再婚できない ∴ 父の推定の重複を避けるため 例外：① 女が前婚の解消若しくは取消しの時に懐胎していなかった場合又は女が前婚の解消若しくは取消しの後に産出した場合(733Ⅱ) ② 前婚の夫と再婚する場合や、夫の生死が3年以上不明であることを理由として前婚につき離婚判決があった場合
237	②aの表 「再婚禁止期間違反」の取消制限等	・前婚終了日から6か月経過後、又は再婚後に懐胎すれば、取消しは不可(746)	・前婚終了日から起算して100日経過後、又は再婚後に産出すれば、取消しは不可(746)

「うかる！司法書士 必出3300選 全11科目[3] 会社法・商法・商業登記法編」

該当ページ	箇所	誤	正
35	「b例外①」の表の「会社形態」	会計監査人設置会社かつ監査役会設置会社	会計監査人設置会社かつ監査役会設置会社または監査等委員会設置会社